

放課後児童会育成活動の取り扱いについて

1. 育成活動費（おやつ代・教材費）を公金化

各児童会での現金管理を廃止

▶収支の透明性・公平性の確保 ▶保護者の費用負担軽減 ▶指導員の事務負担軽減

項目	現行（令和7年度まで）		令和8年度から	
	管理方法・課題	金額	管理方法・改善	金額・積算根拠
おやつ代	保護者実費負担・市会計とは別会計 各児童会で運用（指導員が現金管理） ■おやつ提供 献立作成、調達、提供、支払 通帳管理 等 【課題】 ・各児童会で運用しているため、提供するおやつ内容が異なる ・指導員の事務負担等が大きい	2,100 円/月	保護者実費負担・公管理 【改善】 ・全児童会おやつ献立統一 ・市で一括発注・支払 ※業者委託 ※物価が高騰しているため、おやつの質・量を確保するため2,500円に改定する ※アレルギー等によりおやつの提供を受けない児童については徴収しない	2,500 円/月 ・通常のおやつ代 100 円/日×約20 日/月=2,000 円/月 ・行事食・特別おやつ代等 500 円/月（年間通じて運用）
教材費	■教材の準備 児童会に必要な教材等を子育て支援課と相談、購入、行事の実施 【課題】 ・各児童会で運用しているため、提供される教材等の内容が異なる	900 円/月	公金負担 【改善】 ・個人の使用・個人への帰属となる教材を廃止し児童会備品として長期保管することで、保護者の負担軽減を図る。	0 円

2. 育成活動費の繰越金について（繰越金：500万円程度）

交野市放課後児童会運営委員会会則
（育成活動費）

第7条 児童会入会児童の健全な発育を助長するため育成活動費を徴収する。

➡ 児童の健全な発育を図るために、各児童会の行事や活動に必要な教材や備品等を購入する費用

【提案】各児童会で必要な備品、継承される教材等の購入に充てる。

例：伝承遊び道具、図書、室内遊具、制作活動で使用する共有備品 など

3. 今後のスケジュール

令和7年度 令和7年12月～入会児童保護者等へ周知

令和8年1月～入会受付開始

令和8年度 令和8年4月～公金管理、おやつ提供業務開始

7～8月頃 令和8年度第1回 交野市放課後児童会運営委員会開催
・令和7年度育成活動費決算報告

【 参 考 】

地方財政法

(割当的寄附金等の禁止)

第四条の五 国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000109/20260501_507AC0000000037

令和6年度 放課後児童健全育成事業の実施状況調査 こども家庭庁

▶ 放課後児童クラブにおける月額利用料

- ・ 平均月額実費徴収金 実費徴収なし 36%

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/de9d9a49/20241223_policies_kosodateshien_houkago-jidou_51.pdf

令和7年6月25日 学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について（通知）文部科学省

▶ 保護者等の経済的な負担を軽減させるための取組

- ・ 保護者等負担で購入していた教材の学校備品化

<https://asp.schoolweb.ne.jp/1350003/download/document/12742150?tm=20250709144630>